

令和3年度 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途状況について

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%へ引き上げられ、また、令和元年10月1日からは8%が10%に引き上げられましたが、この地方消費税交付金の増収分については、使途を明確化し、社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

本町では、令和3年度決算において下記の経費に充てられています。

<令和3年度決算額>

(歳入)
・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 208,927千円

(歳出)
・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 897,698千円

<充当事業> (単位：千円)

事業名称等		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	うち社会補償財源化分の地方消費税交付金
			国・道支出金	地方債	その他		
社会福祉	障害者福祉事業経費	442,448	327,585			114,863	73,693
社会保険	介護保険特別会計運営経費	158,261	11,039			147,222	94,453
子ども子育て	施設型給付事業経費	296,989	233,424			63,565	40,781
合 計		897,698	572,048			325,650	208,927